

沖縄県ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業の概要

1 事業の目的・必要性等

沖縄県のひとり親家庭は、全国と比較して、全世帯に占める割合が高く、その収入は少ない状況にあります。

本事業は、ひとり親家庭等における認可外保育施設の利用料の負担を軽減することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進することを目的として実施します。

2 実施主体 市町村

3 事業内容

対象要件の全てを満たすひとり親等の子どもの認可外保育施設利用料について、その全部又は一部を減免した認可外保育施設に対し、減免相当額を市町村が補助します。

県は、国の支援を得て、市町村が補助に要した経費の9/10以内の額を、市町村に補助します。

4 対象要件

(1) 対象者

- ・ 児童扶養手当受給者又は母子及び父子家庭等医療費助成受給者。
- ・ 市町村において、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号の支給認定を受けた子ども（保育を必要とする子ども）の保護者。
- ・ 保育所への入所申し込みをしているが、入所しておらず、認可外保育施設を利用している子どもの保護者。

(2) 対象施設

- ・ 児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、沖縄県知事又は市町村への届出をしている認可外保育施設。

5 補助金の算出方法

- ・ 補助金は、以下の算出式によって、ひとり親家庭等の利用料を減免した認可外保育施設に対し、当該減免額を補助することとします。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{認可外保育施設} \\ \text{月額利用料} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{保育所保育料} \\ \text{(注)} \end{array}} = \boxed{\text{減免額}}$$

※ただし、減免額が上限額の26,000円を超える場合は、26,000円を減免額とします。

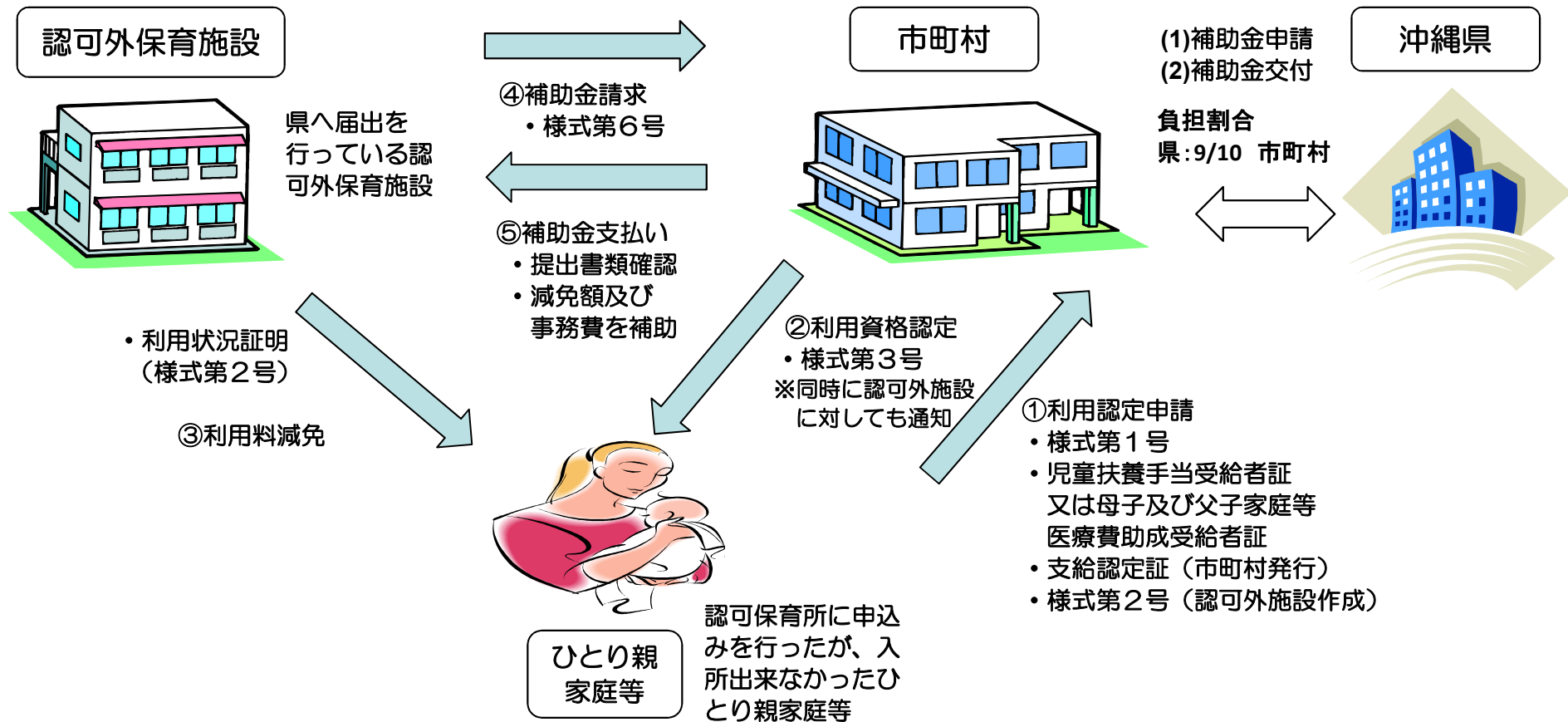
(注)「保育所保育料」は、支援の対象となる子どもが、保育所に入所した場合に保護者が負担することになる保育料のことで、保護者の申請に基づき、市町村が算出します。

- ・加えて、認可外保育施設への事務費補助として、1世帯につき、各月1,500円を上記の補助金と合わせて交付します。

6 問い合わせ

各市町村児童福祉又は保育担当課窓口へお問い合わせください。

ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業 スキーム



利用料減免額:子ども一人あたり上限月額26,000円

- ・認可外保育施設の平均利用料26,000円を上限として補助。(超える金額については本人負担)
- ・また、認可外保育施設の利用料が補助金額を下回る場合は、その支払った利用料が上限。
- ・更に、市町村が定める認可保育所の利用料分(利用者負担額)の金額は、本人負担として減免額は計算。

認可外保育施設への事務費補助:毎月申請世帯ごと1件1,500円交付

※「様式第1号～」とは、市町村が定めるひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業実施要綱の各届出様式。

※「支給認定証」とは、子ども・子育て支援法第20条に基づき交付される認定証であり、同法第19条の支給要件に該当する区分等を記載した認定証。